

令和8年度地域資源活用交流創出事業に係るレガシー創出業務委託仕様書

1 業務事業名

令和8年度地域資源活用交流創出事業に係るレガシー創出業務

2 業務目的

滋賀県には、原風景ともいべき琵琶湖を中心とした自然美、自然と共生する文化の中で生まれ大切に守り伝えられてきた文化財、伝統工芸等の暮らしに根付いた美意識、さらには、アール・ブリュット作家や県内アーティストによる創作、美術館やホールで触れられる先端的な芸術など、過去から現在に連なる多様な美の資源が存在している。

このような多様で豊かな美の魅力が各地域に満ち溢れている滋賀県において、地域に根差した文化やアートを活用した取組をつなげ、分野や地域を超えた交流を創出するため、新たな仕組みの構築や北部地域の振興につながる取組等の情報を収集し、一体的に発信することで、滋賀の魅力に思いを馳せ、楽しむ機会をつくるとともに、人と人、人と地域のつながりや滋賀への愛着が深まっていくことを目指して、文化を活用した地域交流創出事業を展開しており、その実施団体が他団体の活動成果を知り、交流する機会を設け、新たな展開を生み出すきっかけを提供するとともに、補助事業の募集情報や、過去に採択した団体の現状など、団体の課題解決や新たな展開に有意義な様々な情報を一元的に発信し、取組を後押しする。

3 契約期間

契約締結日から令和9年(2027年)3月10日(水)まで

4 業務内容

本業務の内容は、以下に掲げるとおりとする。

なお、具体的な業務の実施方法および本仕様書に記載のない事項については、県・受託者が協議の上、決定するものとする。

(1) 滋賀の多様な美の資源を県内外に発信する素材を取材し、その魅力をウェブサイトで紹介

滋賀の代表的な美の資源、美術館等の文化芸術施設、アートイベント、県が別途実施している文化を活用した地域交流創出事業で採択された各地域での取組等、滋賀の美の資源に関する情報を選抜し、取材した上で、受託者が構築したウェブサイト上に特設ページを設け、一元的に発信すること。

- ① 文化を活用した地域交流創出事業で採択された各地域での取組は必須とし、期間中に各団体が実施する主なイベントの情報を集約しウェブサイト上などで発信する。またイベントを取材し、団体ごとにレポート記事を掲載すること。

<参考>令和7年度文化を活用した地域交流創出事業における採択団体は8団体
令和8年度文化を活用した地域交流創出事業における採択団体は未定
(令和7年度実績と同程度となる見込み)

- ② 上記①以外の取材先として、少なくとも10件を提案すること。最終的な取材先については、受託者の提案を参考にしながら県が決定する。なお、取材先の提案にあたっては、北部

地域（長浜市、米原市、高島市）を複数件含み、地域バランスが考慮されたものとする。

③ 受託者が構築したウェブサイト以外の媒体（SNS等）や手法（写真や動画等）も積極的に用いて、効果的な発信ができるよう取組むこと。

④ 取材協力・広報協力依頼は受託者が行うこと。

（2）文化を活用した地域交流創出事業成果発表会の開催

① 令和9年2月末までに、県が別途実施している文化を活用した地域交流創出事業で採択された各団体や関係団体等が集って活動報告や交流を行う場を設定し、当該プロジェクトの専門評価委員の講評を交えながら、各団体が意見交換を行う「成果発表会」を、参集またはオンライン上で開催すること。

② 成果発表会については、参加者のニーズや参加率を最大化できる日程・内容を検討すること。（土・日・祝日の開催も含めて、開催日程の調整をすること。）

③ 出演者との連絡調整や機材調達、チャンネル設定・告知等を行うこと。

④ 成果発表会については、参集またはオンラインで実施のほか、成果発表会の概要を記事にまとめ、（1）の特設ページに掲出すること。

（3）その他、上記業務の実施にあたり必要な業務（打合せ等）

5 成果品

業務完了後は、速やかに一連の業務の実施内容等をまとめた業務報告書および本事業の成果品として以下を提出すること。

（1）業務報告書

（2）上記データ等を収録した記録媒体（DVD-R等）

6 再委託

（1）受託者は、受託業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ県に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、当該業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること（以下「再委託」という。）ができる。

（2）受託者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定および技術的判断等を再委託することはできない。

（3）受託者は、当該再委託に係る再委託先の行為について、すべての責任を負う。

7 その他、業務の実施にあたっての留意事項

（1）業務内容の詳細は、県と受託者で協議の上決定する。また、業務の実施途中においても、受託者は県との連携を密にして事業を実施すること。

（2）受託者は、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。

（3）本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。

（4）本業務の実施にあたり、県の責めによるもの以外の要因により、他の者の権利の侵害や、損害の発生等の問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを処理すること。

（5）受託者は、委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等について、他に漏らしてはならない。

- (6) 本業務の実施上取得した個人情報等の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じることとともに、本業務以外の用途で使用しないこと。
- (7) 本業務の実施にあたり、県は、学識経験者等の協力のもと、受託者に指導・助言を行うことがある。